

平成30年度

江差町社会福祉協議会事業計画（案）

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図る団体」としての立場を明確にされ、地域の福祉課題に率先して取り組むことや多岐にわたる活動を求められます。

平成12年4月の介護保険制度、平成15年4月の支援費制度（現在は障がい者総合支援法に基づく福祉サービス）導入に伴い、高齢者や障がいを抱える方々が在宅で生活を維持するために必要なサービスとして公益的な立場から事業に参入し地域の福祉ニーズに応えるべく努めてまいりました。

また、平成29年度より、第4期江差町福祉計画（江差町が定める行政計画）と連動した第5期江差町地域福祉実践計画（本会の活動計画：平成29年4月～平成34年3月・5年間）に基づき、地域福祉推進を図るべく活動を進めております。

本年度は、第5期江差町地域福祉実践計画に基づき、住民や行政、公私の福祉関係者との連携と協力により地域ニーズに合わせた地域福祉活動推進のため、ひとつには介護保険事業等の在宅サービスを提供し、同時に、制度事業等では解決できない福祉課題と向き合うために、「だれもがともに支え合う住みよい地域づくり」を目指し、自助・互助・共助・公助を考えた福祉課題の取り組みを進めてまいります。

1. 介護保険・障がい者自立支援事業所の活動

介護保険事業を3事業（居宅介護支援・訪問介護・通所介護）、障がい者総合支援法に基づく福祉サービス事業を1事業（身体障がい者居宅介護：訪問介護事業所併設）とし、地域に居住する介護認定者並びに障がいを抱える方の福祉ニーズに応えるべく、事業所間の連携を密にするとともに、江差町及び他事業所・医療機関との連携を図り、利用者の身体機能の維持や自立心の向上、社会的孤立の解消及び防止、介護をする家族の負担軽減など、住み慣れた在宅での生活を維持するためのサービス提供に努めながら、地域から支持を得られるよう努めてまいります。

また、それぞれの事業で、的確な理解や専門的な知識、技術、資格取得を求められることから、情報を積極的に収集・活用し、より質の高いサービスを提供すると同時に、人員（パート介護職員等）確保に努めます。

介護保険事業は、度重なる制度・報酬の改定に伴い、経営できる体制の構築や事業の見直しが必要となります。

（1）居宅介護支援事業所「えさし社協居宅介護支援事業所」

利用者の福祉ニーズに合わせ、各サービス提供事業所や江差町、医療機関、地域との連携を密にし、個別の生活支援について介護計画（ケアプラン）を作成してまいります。

また、利用者やその家族に対しての介護に関する情報の提供や相談等を充実させるよう努めてまいります。

（2）訪問介護事業所・身体障がい者居宅介護事業所「えさし社協ヘルパーステーション」

介護保険・障がい者自立支援の利用者には、過度のお世話は利用者の自立心や意欲を損なう恐れがあるため、できるだけ自分でやりたいという意欲を大切に、側面からの手助けを心がけてまいります。

また、ストレッチャーや車いすを利用される方、認知症を抱える方の病院受診等に関して、福祉有償運送と連携したサービスを提供するよう努めてまいります。

（3）通所介護事業所　えさし社協デイサービス「まるやま」

介護認定者の社会的孤立の解消・防止、心身機能の維持を図るとともに、介護者の精神的・身体的な負担の軽減に努めてまいります。

2. 福祉有償運送による移送サービス（通院等の外出支援）

平成18年度より自家用有償旅客運送者登録（北海道運輸局函館運輸支局）を行い、介護認定を受けている方や身体に障害を抱える方の通院や入浴、買物のための移送を実施していますので継続して取り組みを進めてまいります。

また、このサービスを提供するために必要な移送サービス運転協力者講習のヘルパーの受講を進めてまいります。

| | |
|------------------|------------------------|
| 福祉有償運送登録車両数 | 4台 |
| 福祉有償運送登録運転者数 | 7名 |
| 二種免許取得者 | 1名 |
| 移送サービス運転協力者講習修了者 | 6名 |
| 利用料　　1回（片道） | 150円（但し、介助料金として実費分の負担） |

3. 福祉・ボランティア団体等への活動支援

町内でさまざまな活動を続ける福祉・ボランティア団体の活性化を図るため、運営費についての助成や情報の提供をしながら支援してまいります。

| | |
|---------|---|
| 指 定 団 体 | 江差町遺族会、江差町身体障害者福祉協会、江差地区保護司会江差支部、江差町子どもと父母の会連合会、江差手話の会、育児サポートサークル「キティ」　計6団体 |
| 助 成 額 | 1団体2万円以内　総額12万円以内 |
| 財 源 | 共同募金配分金、愛情銀行預託金 |

4. 学校教育ボランティア活動等への支援

学校教育の場で行われるボランティア活動や地域とのふれあいを進めるため、助成や情報の提供を通して支援してまいります。

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 対 象 学 校 数 | 小学校3校、中学校2校、高校1校、高等看護学校1校　計7校 |
| 指 定 数 | 4校以内（毎年度の申請数が2校～3校となっているため） |
| 助 成 額 | 各校2万円以内　総額8万円以内 |
| 財 源 | 共同募金配分金、愛情銀行預託金 |

5. ふれあい・いきいきサロン推進事業

「かあちゃん食堂」について、江差町内でのサロン活動の活性化を促すモデルとして、自主財源により支援し、「福祉だより」を通じて活動情報を地域に発信してまいります。

| | |
|-------|---------|
| 助 成 額 | 5万円 |
| 財 源 | 愛情銀行預託金 |

6. ボランティア活動の推進

社会福祉協議会には、ボランティアセンターとしての機能が求められます。

ボランティアセンターは、地域の中でボランティアとして活動したい人やして貰いたい人を調整したり、新たなボランティアの開発や情報の発信、育成を進めるなど幅広い機能を持ち、地域住民のボランティアに対する理解や関心を高め、その活動を通じて地域福祉の向上を図ることを目的としています。

残念ながら、本会では機能しているとは言い難い状況にあり、再構築に向けて取り組みを進めることができます。第5期地域福祉実践計画に基づき、ボランティアセンターの役割を認識し、その機能を発揮する取り組みに努めます。

(1) ボランティア研修会の開催

ボランティア活動の活性化を推進するため、研修会を開催します。

平成29年8月に北海道社会福祉協議会と「災害救援活動の支援に関する協定」を締結したことから、災害に関するものやボランティア活動の基礎になるもの等を中心に計画します。

(2) ボランティア情報の提供

ボランティア関連の情報について、福祉だよりやホームページを活用して提供に努めます。

(3) ボランティア登録とニーズの把握

ボランティア活動は、個々人の自主的な活動となりますが、状況を見ながら、ボランティアをしたい人やして欲しいことなどを把握する情報収集に努めます。

7. 福祉サービス利用者の権利擁護

(1) 苦情解決窓口の設置について

本会の行う介護保険及び障害者自立支援の福祉サービスに係る利用者の苦情に適切に対応し、利用者の満足度を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるよう支援することを目的として苦情解決窓口を設置いたしております。

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、円滑、円満な解決の推進や本会の信頼や適正性の確保を図るため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、更に第三者委員により適切に対応してまいります。

また、苦情申し立てや相談について情報を提供し周知に努めてまいります。

(2) 日常生活自立支援事業・成年後見制度の取り組みについて

判断能力が低下した利用者が、適切に福祉サービス等を利用できるよう支援し、権利を擁護するものとして、日常生活自立支援事業（社会福祉法）、成年後見制度（民法）があります。

平成29年度から、北海道社会福祉協議会より日常生活自立支援事業を受託し、江差町の利用者について支援しており、継続した活動を続けてまいります。

支援にあたり、生活支援員が訪問し支援を進めることになることから、生活支援員の確保が必要となります。

また、平成29年10月に江差町より権利擁護人材支援体制構築事業（委託期間：平成29年10月1日～平成30年3月31日）の委託を受け、権利擁護人材の養成・支援を行う支援体制機関の在り方や運営方法を検討し早期設立を目指すため、「江差町における後見実施機関に関する検討委員会」を設置し検討を進めました。

本年度は、検討委員会の報告を基に江差町と協議し、早期に市民後見人が活動できる体制を整えるために努め、本会は、「後見実施機関」が江差町に設置された際には、法人として後見業務に積極的に係ってまいります。

日常生活自立支援事業と成年後見制度は、利用者の判断能力により使い分けることになりますが、状況に応じて適切な支援を行います。

8. 生活応急資金の貸付

生活保護申請中の世帯を中心に、江差町内に居住し、独立の生計を営み、他から資金の融資を受けることが困難で、緊急な出費等により生活困窮に陥るおそれのある世帯について、費用受給までの生活を維持するための資金の貸付を「愛情銀行会計」の中で行ってまいります。

貸付条件

- ① 貸付金の限度額は生活保護世帯2万円、生活保護申請中の世帯5万円とする。
- ② 貸付期間は6ヶ月以内とする。
- ③ 貸付利率は無利子とする。
- ④ 連帯保証人1名と民生児童委員の署名を受けなければならない。
- ⑤ 償還方法は割賦又は一括償還とする。

9. 生活福祉資金の事務窓口

北海道社会福祉協議会の生活福祉資金は、厚生労働省の要綱に基づき他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障害者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指すための貸付制度です。

本会はその受付窓口として相談や申込について協力してまいります。

資金は大きく総合支援資金、福祉資金、教育支援費、不動産担保型生活資金等に別れ、貸付限度額、償還期間、据置期間、連帯保証人の有無、利子等が異なるため、パンフレットの窓口への常備や情報の提供に努めてまいります。

10. 相談窓口と福祉情報の提供

(1) 生活相談窓口

常設の相談窓口として、日常生活での困りごとについて常時相談を受け付け、解決に向け福祉サービスの利用援助や関係機関と連携しながら解決に向けるよう努めます。

また、介護保険事業などの制度事業、生活応急資金、生活福祉資金の相談について受けてまいります。

(2) 福祉相談窓口等の情報提供

町内にある相談できる窓口等について整理し、地域に情報提供に努めます。

情報提供の方法として、「福祉だより」と「ホームページ」を活用してまいります。

(3) 福祉情報の提供

広報誌「福祉だより」を年3回発行しながら、地域の福祉的な話題や本会の事業計画、活動等の情報提供に努めてまいります。

また、収集物品の活用の紹介や、共同募金会江差町分会と協力した災害時の義援金募集等についての情報も地域へ提供してまいります。

(4) ホームページの活用について

平成27年7月より、本会のホームページを立ち上げています。

全国社会福祉協議会の「社協の杜」（社協ホームページ作成支援）により作成したもので、本会の情報公開や義援金募集、地域情報のお知らせなどに活用して参ります。

ホームページアドレス <http://www.shakyo.or.jp/hp/48/>

11. 個人情報・特定個人情報の保護について

本会には、介護保険利用者をはじめ、さまざまな個人情報が集約されます。これら情報については、平成18年度に「個人情報保護規程」及び「個人情報保護に関する方針」等を整備し保護に努めており、今後も積極的に推進してまいります。

また、マイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律）の施行に伴い、職員や家族の個人番号を取り扱うことになることから、「特定個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護に関する方針」等を平成28年度に整備いたしましたので、その取扱いに細心の注意を払ってまいります。

12. 共同募金運動の推進と各種団体への協力

（1）江差町共同募金委員会

配分される地域配分金の使途を開示し、地域の理解を受けながら赤い羽根共同募金運動（運動期間10月1日～12月31日）の推進を図ってまいります。

- ① 街頭啓発の実施（江差町等の行事との連携）及び広報活動。
- ② 戸別募金への協力のお願い。
- ③ 町内の商店等に対する募金箱設置協力のお願い。
- ④ 地域に対する共同募金情報の提供。
- ⑤ 職域募金への協力のお願い。

（2）各種団体との連携

下記団体につきましては、地域の中でそれぞれに重要な位置にあり、その活動理念や趣旨に沿った支援を行い、団体活動の推進を図ると同時に、それを通じて地域との連携・協働を深めてまいります。

更なる関係の深化を進めるため、会合等に参加させて頂きながら、福祉情報の提供や地域の福祉（生活）課題の収集に努めて参ります。

- ① 江差町民生委員・児童委員協議会
- ② 江差町町内会連合会
- ③ 江差町老人クラブ連合会
- ④ 江差町高齢者事業団

13. 「だれもがともに支えあう住みよい地域づくり」の推進について

第5期江差町地域福祉実践計画の推進

「第5期江差町地域福祉実践計画」については、「第4期江差町地域福祉計画」と連動する計画として、平成29年度から平成33年度（5年間：平成29年4月～平成34年3月）までを期間として作成し、初年度が終了しました。

本年度は、平成29年度の活動をまとめ、内容について協議し、計画の適切な推進に努めます。

計画の策定、進行管理は「江差町地域福祉実践計画策定委員会」が行うこととなりますので、適切に委員会を開催してまいります。

※ 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として

策定するものであり、「地域福祉実践（活動）計画」は、社会福祉協議会が活動・行動計画として策定し「地域福祉計画」と連動する地域福祉推進のための実践的な計画です。

14. 社協の基盤整備

本会活動には財源の確保が不可欠です。公費（江差町補助金・事業受託金）、介護保険・障害者自立支援事業報酬、共同募金配分金、賛助会費を自主財源とし、本会の基盤整備を図りながら地域福祉活動を推進してまいります。

（1） 賛助会員・会費

地域での体制が整わないことから戸別集金については休止しております。

それにより、大きく賛助会費が大きく減じていますが、使途についての情報や本会活動の状況についての情報を開示し、地域からの理解を得ながら確保に努めてまいります。

（2） 職員体制・処遇及び設備整備

介護保険サービス、障害者自立支援サービス・受託事業サービスを提供して得た報酬や受託金、補助金等をもって、適正な職員の配置・処遇や設備整備等に努めてまいります。

（3） 役職員の研修

地域福祉を推進する上で、役員はもとより職員の知識の集積や意識改革を進めてまいります。更には各種専門職員としての資格取得や技術の向上を図る必要がありますので、道社協やその他の団体で実施する研修会等に積極的に参加することにより、職員の能力の向上に努めてまいります。また、記載のない研修等につきましても、積極的に情報を収集したうえで参加に努めてまいります。

役員研修 ① 研修名 全道社協会長・事務局長研究協議会（職員含む）

予定時期 平成30年6月

主催 北海道社会福祉協議会

研修内容 法人運営に必要な全道の市町社協との情報交換と適切な法人運営のための研修を深める。

② 研修名 苦情解決システム研修会（第三者委員・職員含む）

予定時期 平成30年11月 研修場所 札幌市

主催 北海道福祉サービス運営適正化委員会

研修内容 苦情解決に求められる視点について学ぶ。

③ 研修名 法人役員専門研修

予定時期 平成30年11月 研修場所 札幌市

主催 北海道社会福祉協議会

研修内容 福祉をめぐる状況が転換期を迎えるなかで、社会福祉法人のあり方を考える。

④ 研修名 地域に理解され支持される社協づくり研修会（評議員、職員含む）

予定時期 平成30年9月 研修場所 桧山管内

主催 北海道社会福祉協議会檜山地区事務所

研修内容 桧山管内町社協に共通する課題について研修を深める。

- 職員研修 ① 研修名 生活福祉資金貸付事業研修会
予定時期 平成30年7月 研修場所 札幌市
主催 北海道社会福祉協議
研修内容 生活福祉資金貸付に関する専門知識の習得を図る。
- ② 研修名 経理・事務担当者専門研修
予定時期 平成30年9月 研修場所 札幌市
主催 北海道社会福祉協議
研修内容 経理・事務担当者の専門性を高める。
- ③ 研修名 全道社協事務局長連絡会議
予定時期 平成30年11月
主催 北海道社会福祉協議会
研修内容 全道の各社協との情報交換、共通課題の協議を通じて社協の在り方について考える。
- ④ その他 各事業に求められる専門研修
① 法人運営・地域福祉推進活動に必要となる研修
② 訪問（ヘルパー）介護職員に係る研修
③ 通所（デイサービス）介護職員に係る研修
④ 居宅介護支援（ケアマネ）職員に係る研修
⑤ 地域福祉活動に係る研修
⑥ 成年後見・日常生活自立支援事業に係る研修
⑦ ボランティア活動に係る研修

15. 諸会議の開催について

- (1) 評議員会（事業計画・予算、事業報告・決算報告）
- (2) 理事会
- (3) 監事会（定例監査年4回・決算監査年1回）
- (4) 江差町地域福祉実践計画策定委員会
- (5) 職員会議
- (6) その他

16. その他

- (1) 福祉機器等の貸出し
短期的（概ね1ヶ月以内）に必要となる車イスの貸出しをしてまいります。また、学校等で実施する教育実習にも積極的に貸し出してまいります。
共同募金会の配分金により整備した行事用テントの貸し出しや高齢者疑似体験セット（2セット）を無料で貸し出してまいります。
- (2) 使用済切手等の収集
個人・事業所よりの使用済切手などの預託品については、下記団体等の活動支援に役立ててまいります。
 - ・ 使用済切手

「日本キリスト教会海外医療協力会（JOCS）」の海外医療協力活動への協力。

- ・ 書き損じハガキ
「空飛ぶ車イス」（工業高校生などが、日本で使わなくなくなった車イスを修理し、ボランティアリレーにより海外の必要とする人へ贈る活動）活動への協力。
- ・ リングプル
「かあちゃん食堂」の収集活動への協力。
- ・ ベルマーク
「江差小学校」「南が丘小学校」の収集活動への協力。
- ・ 衣料品（綿製品）等
「NPO法人南桧山あゆみ作業所」のウエス加工用材料収集への協力。
- ・ ペットボトルのキャップ
世界の子供たちへワクチンを届ける活動への協力。

(3)弔意ローソクの配布

江差町役場窓口にローソクを置き、亡くなつた方の家族の方に配布していただき、弔意を表してまいります。